

- 「特定技能制度に関する下請指導ガイドライン」において、元請企業の役割として、一号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するため、特定技能一号の在留資格を持つ外国人労働者を建設現場に入場させる際に提出が必要な届出を規定。
- 建設現場への入場を届け出る一号特定技能外国人には、「建築」「土木」「ライフライン・設備」から構成される業務区分が在留資格に記載され、従事できる工事業の範囲が指定されている。
- 元請企業は一号特定外国人を受け入れる企業から「一号特定技能外国人建設現場入場届出書」による報告を求め、①業務区分の内容 及び ②従事させる期間 について、適切な記載となっているかを確認することとなっている。
- 今般、事務省力化に資するため、CCUSから出力可能な安全書類に「一号特定技能外国人建設現場入場届出書」を追加し帳票に反映できるよう開発を実施することとした。
- 併せて、既存のCCUS安全帳票のうち、作業員名簿に対応する業務区分を反映させることとする。
- なお、2028年1月稼働予定となっている次期CCUSにおいては、国交省の外国人就労管理システムとのAPI連携(予定)により、業務区分について自動連携する。

全建統一様式第1号-甲-別紙

現場名 **一号特定技能外国人建設現場入場届出書** 帳票出力日を自動反映

所長 殿

令和 年 月 日

CCUSからの連携項目

(一次下請企業の名称)  
(責任者の職・氏名)  
(受注企業の名称)  
(責任者の職・氏名)

一号特定技能外国人の建設現場への入場について下記のとおり届出ます。

記

1 建設工事に関する事項

建設工事の名称

施工場所

2 建設現場への入場を届け出る一号特定技能外国人に関する事項  
※4名以上の入場を申請する場合、必要に応じて欄の追加や別紙とする等対応すること。

	一号特定技能外国人1	一号特定技能外国人2	一号特定技能外国人3
氏名			
生年月日			
性別			
国籍			
業務区分			
現場入場の期間			
在留期間満了日			
CCUS 登録情報が最新であることの確認 ※登録義務のある者のみ	<input type="checkbox"/> 確認済 (確認日: )	<input type="checkbox"/> 確認済 (確認日: )	<input type="checkbox"/> 確認済 (確認日: )

3 受入企業・建設特定技能受入計画に関する事項

業務区分

従事させる期間(計画期間)

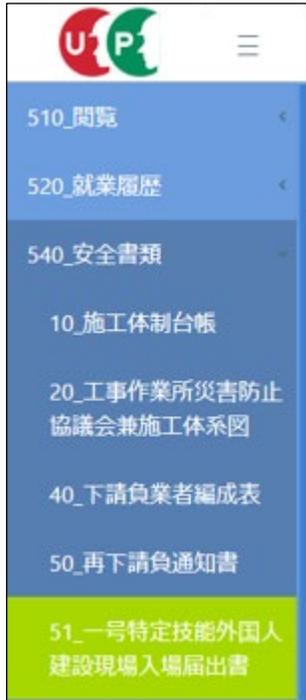
責任者(連絡窓口) 役職 氏名 連絡先

※ 業務区分・従事させる期間については、建設特定技能受入計画に記載内容を正確に転記すること

○添付書類  
提出にあたっては下記に該当するものの写し各1部を添付すること

- 建設特定技能受入計画認定証(複数ある場合にはすべて。建設特定技能受入計画認定証については別紙(建設特定技能受入計画に関する事項)も含む。)
- パスポート(国籍、氏名等と在留許可のある部分)
- 在留カード
- 受入企業と一号特定技能外国人との間の雇用条件書
- 建設キャリアアップシステムカード(登録義務のある者のみ)

## ● 帳票出力方法



事業者メニュー

510\_閲覧  
51\_一号特定外国人  
建設現場入場届出書

利用対象は、  
元請事業者／下請事業者

Excel帳票の出力が可能

## ● 一号特定技能外国人の業務区分を作業員名簿へ反映

**作業員名簿**

事業所の名称 \_\_\_\_\_  
現場ID \_\_\_\_\_ ( 年 月 日 作成 )  
所長名 \_\_\_\_\_ 殿

本書面に記載した内容は、作業員名簿として、安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

番号	フリガナ	職種	所属事業者 と異なる事 業者の元で 就業した場 合 ※	雇入年月日	生年月日	現住所	(TEL)
	氏名			経験年数	年齢	家族連絡先	(TEL)
	技能者ID			年 月 日	年 月 日		( )
				年			( )
				年 月 日	年 月 日		( )
				年			( )

- (注)1. ※印欄には次の記号等を入れる。(表示されない情報があります。)  
 現 …現場代理人 作 …作業主任者((注)2.) 女 …女性作業員 未 …18歳未満の作業員  
 主 …主任技術者 職 …職長 安 …安全衛生責任者 能 …能力向上教育  
 再 …危険有害業務・車輦防止教育 理 …外国人技能実習生 1特 …1号特定技能外国人 2特 …2号特定技能外国人
- 以下の業務区分は1号特定技能外国人のみ設定された内容を末尾に「()」で括弧で表示する。  
 土 …業務区分 土木 碑 …業務区分 建築 ラ …業務区分 ライフライン・設備
- (注)2. 作業主任者は作業を直接指揮する職務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。
- (注)3. 事業者及び技能者が建設キャリアアップシステムに登録されている場合は、当該事業者の事業者ID及び現場ID並びに当該技能者の技能者IDを記載。
- (注)4. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。
- (注)5. 各社別に作成するのが原則であるが、リース機械等の運転者は一籍でもよい。
- (注)6. 資格・免許等の写しを添付すること。